

京都市告示第7 4 8号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年3月26日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 道路の種類 府 道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
二条停車場嵐 山線	中京区西ノ京新建町13番地地先から	旧	メートル 25.20	メートル 13.40～13.60
	右京区西院上今田町20番地の4地先まで	新	25.20	16.60～17.00

- 2 道路の種類 市 道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
三条通	中京区西ノ京新建町13番地地先内	旧	メートル 11.50	メートル 13.50～13.60
		新	11.50	16.70～17.00

(建設局土木管理部道路明示課)